

## 協同組合 関東黒板工業会

### 「プロジェクター用取付アーム検査」検査規程

- 第1条 協同組合関東黒板工業会（以下、「黒板組合」という）は、「プロジェクター用取付アーム検査」の円滑な運営及び安全性確保を推進するため、従来制定している「製品検査規程」とは別に「プロジェクター用取付アーム検査」検査規程を単独の規程として新たにここに定める。
- 第2条 検査対象は「黒板組合」が、官公庁、独立行政法人及び学校法人などから直接・間接に「プロジェクター用取付アーム検査」を受注し、かつ検査対象として適切と判断した超短焦点型プロジェクター用取付金具及びその取付施工とする。
- 第3条 黒板組合員である施工実施者は第 2 条に定める「プロジェクター用取付アーム検査」を拒むことは出来ない。
- 第4条 検査は別に定める「プロジェクター用取付アーム 検査実施要領」に基づき、「黒板組合」が委嘱した検査員が実施する。
- 第5条 「黒板組合」は超短焦点型プロジェクター取付用金具及びその取付施工に精通した者に対し、検査員たるに相当と認めた場合は検査員を委嘱し、検査員証を交付するものとする。
- 第6条 検査員証の交付を受けるには、第 7 条に基づき、事前に施工実績・資格・施工管理・検査体制等の資料を「黒板組合」に提出して認定を受けなければならない。
- 第7条 検査員証の交付を受けるには事前に以下の項目に関する審査が必要なものとする。
- 1) 建設業許可「電気通信工事業」もしくは「内装仕上げ工事業」者の下での工事経歴書。
  - 2) 超短焦点型プロジェクター用取付アームの施工実績一覧表。
  - 3) 上記施工を実施するにあたっての施工管理マニュアル及び施工管理報告書。
- 第8条 検査員は公正かつ厳正でなければならない。
- 第9条 検査員はその職務に関連して知り得た事柄を漏洩してはならない。

- 第10条 検査員は別に定める「プロジェクター用取付アーム検査 検査実施要領」に基づき検査を実施し、検査済みの製品には「黒板組合」が発行する検査済証を貼り付ける。
- 第11条 「黒板組合」は各検査済証に管理番号（シリアルナンバー）を付与し、これを厳重に管理しなくてはならない。この管理番号（シリアルナンバー）と検査済証の数を検査終了ごとに確認し、データベースとして厳重に保管すること。「プロジェクター用取付アーム検査」の依頼主である、官公庁及び独立行政法人及び学校法人などの要請があれば直ちにこれを提出しなければならない。
- 第12条 「黒板組合」は第4条に規定する検査員の検査にかかわる第2条に規定する製品について、発注者である官公庁、独立行政法人及び学校法人等に対して、黒板組合員である施工実施者と連帯して保証の責任を負うものとする。
- 第13条 「黒板組合」はホームページ（<http://kantoukokuban.jp/index.html>）にて「プロジェクター用取付アーム検査」検査規程を公表することとし、規程の変更時はホームページへの公表をもって有効とすることとする。
- 第14条 この規程に定めのない事項については「黒板組合」の理事会で決定する。

協同組合関東黒板工業会

平成30年4月12日（制定）